

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
 - 土地改良区の清算人の就任
 - 土地改良法による換地処分
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和五十七年八月鳥取県告示第八百六十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百八十七号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下佐貫地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年四月七日現在の地番による。）
大字佐貫字猪ノ木谷	大字佐貫字猪ノ木谷のうち六一一から六一四まで、六一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字佐貫字神田	大字佐貫字神田のうち七六七以外の区域
大字佐貫字除キ	大字佐貫字除キの全域、大字佐貫字猪ノ木谷六一一から六一四まで、六一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字佐貫字高下一二九八と一体をなす国有地の一部並びに大字佐貫字佐斐神一三〇〇、一三〇一の一部、一三一一の一部、一三一六の一部、一三一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三一六と一体をなす国有地の一部
大字佐貫字西代ノ田	大字佐貫字西代ノ田の全域、大字佐貫字黒田一一八四の一の一部、一一八四の二の一部、一一八六の一部、一一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字佐貫字狭間一二一七の一部並びに大字佐貫字山ノ後一三三六と一体をなす国有地の一部
大字佐貫字黒田	大字佐貫字黒田のうち一一八四の一の一部、一一八四の

<p>大字佐貫字狭間</p> <p>二の二、一八六の一部、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字佐貫字神田七六七、大字佐貫字狭間一二二六、一二二六の一、一二二六次一から一二二六次三まで、一二二七の一部、一二二八の一部、一二二九の二の一部、一二二九の二の一部、一二二〇、一二二一の三、一二二二、一二二三の二、一二三四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字佐貫字山ノ後一三三六及び一三三七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字佐貫字狭間</p> <p>大字佐貫字狭間のうち一二二六、一二二六の一、一二二六次一から一二二六次三まで、一二二七、一二二八、一二二九の一、一二二九の二、一二三〇、一二三二の三、一二三二、一二三三の二、一二三四、一二三一の二、一二三三の二、一二三三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字佐貫字高下</p> <p>大字佐貫字高下のうち一二八九から一二九一まで、一二九七及び一二九八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字佐貫字佐斐神</p> <p>大字佐貫字佐斐神のうち一三〇〇、一三〇一の一部、一三〇一から一三〇二までの一部、一三〇五の一部、一三〇六の一部、一三〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇七の二、一三〇七の二、一三〇八の二、一三〇九の二及び一三〇九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字佐貫字高下一二九七及び一二九八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字佐貫字山ノ後</p> <p>大字佐貫字山ノ後のうち一三三六及び一三三七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字佐貫字狭間一二二八の一部、一二二九の二の一部、一二二九の二の一部、一二三三の二、一二三三及びこれらと一体をなす国有地、大字佐貫字高下一二八九から一二九一までと一体</p>
<p>大字佐貫字廣ヒ</p> <p>をなす国有地の一部並びに大字佐貫字佐斐神一三〇一から一三〇二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇七の二、一三〇七の二、一三〇八の二及び一三〇九の二と一体をなす国有地</p>	<p>大字佐貫字先城</p> <p>大字佐貫字廣ヒのうち一三四二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字佐貫字先城一三四三の四の一部並びに大字水根字童児淵二の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字佐貫字深田</p> <p>大字佐貫字先城のうち一三四三の二の一部、一三四三の三の一部、一三四三の四及び一三四九の一部以外の区域並びに大字水根字童児淵八八五の七</p>	<p>大字佐貫字油免</p> <p>大字佐貫字深田のうち一三六六の一、一三七〇の二、一三七〇の五、一三七三の二、一三七五の二、一三七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字佐貫字油免一三八〇の一</p>	<p>大字水根字童児淵</p> <p>大字佐貫字油免のうち一三八〇の二以外の区域並びに大字佐貫字深田一三六六の一、一三七〇の二、一三七〇の五、一三七三の二、一三七五の二、一三七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字水根字下橋</p> <p>大字水根字童児淵の二の二の一部、八八五の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字佐貫字廣ヒ一三四二と一体をなす国有地の一部並びに大字佐貫字先城一三四三の二から一三四三の四までの一部及び一三四九の一部</p> <p>大字水根字下橋詰のうち八四四の三、八四四の六、八四四</p>

大字水根字下大付	四の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字水根字下大付の全域並びに大字水根字下橋詰八四四の三、八四四の六、八四四の七及びこれらと一体をなす国有地の一部	

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり倉吉市国分寺土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した清算人の氏名及び住所

- 松本 幸男 倉吉市国分寺二四〇
- 小谷 仁良 " 二九六
- 池田 道夫 " 三二三
- 徳田 早苗 " 福光四四二

昭和五十七年二月二十五日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る下佐貫地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第五十五条第十三項において準用する同法第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 施行地区に含まれる地域の名称

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

四 事業施行期間

変更前	変更後
昭和四十五年七月七日から昭和五十八年三月三十一日まで	昭和四十五年七月七日から昭和六十三年三月三十一日まで

五 事務所所在地

主たる事務所

変更前	変更後
米子市久米町七 鳥取県米子都市開発事務所	米子市東町九七 鳥取県米子都市開発事務所

従たる事務所

変更前	変更後
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市開発課	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年七月二日

七 事業計画の変更年月日
昭和五十七年十月一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期 間 昭和53年9月1日～12月31日

政治団体の名称 田村繁夫後援会

報告年月日 昭和57年9月17日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

<p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>	<p>収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>
<p>期 間 昭和54年1月1日～12月31日</p> <p>政治団体の名称 田村繁夫後援会</p> <p>報告年月日 昭和57年9月17日</p>	<p>公 告</p>
<p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>	<p>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。</p> <p>昭和57年10月1日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>
<p>期 間 昭和55年1月1日～12月31日</p> <p>政治団体の名称 田村繁夫後援会</p> <p>報告年月日 昭和57年9月17日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>	<p>1 期日及び場所</p> <p>昭和57年12月6日（月曜日）午前10時から午後3時まで</p> <p>鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂</p> <p>2 試験科目</p> <p>(1) 筆記試験</p> <p>ア 毒物及び劇物に関する法規</p> <p>イ 基礎化学</p> <p>ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及</p>
<p>期 間 昭和56年1月1日～12月31日</p> <p>政治団体の名称 田村繁夫後援会</p> <p>報告年月日 昭和57年9月17日</p>	

び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の願書に次の書類を添えて住所地在管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和57年11月6日（土曜日）まで

正 誤

昭和五十七年八月鳥取県告示第八百六十一号（保安林の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 上 終わりから一七八四次一、七八四次二 七八四の一、七八四の二